
公 安 委 員 会 規 則

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年4月6日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第3号

**高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正す
る規則**

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安
委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。